

第1回亙理町新庁舎建設町民検討委員会

日 時：平成27年8月25日（火）
午後1時30分から
場 所：仮設庁舎2階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 経緯説明
- 5 委員長、副委員長の選任
- 6 協 議
 - (1) 新庁舎建設町民検討委員会の今後のスケジュールについて
 - (2) 新庁舎建設基本構想・基本計画の素案について
 - ・新庁舎建設の必要性 等
 - ・計画の基本的な考え方（基本理念・キャッチフレーズ、基本方針 等）
 - (3) 新庁舎建設に関する提言書のとりまとめ方針について
 - (4) その他
- 7 閉 会

亶理町新庁舎建設町民検討委員会名簿

No.	所属等	氏名	備考
1	東北学院大学工学部環境建設工学科教授	櫻井 一弥	学識経験者
2	東北学院大学工学部環境建設工学科准教授	恒松 良純	学識経験者
3	亶理町議会議員	佐藤 實	町議会
4	亶理町議会議員	小野 一雄	町議会
5	亶理地区区長会会長	鈴木 正一	公共団体等
6	荒浜地区区長会会長	渡部 幸造	公共団体等
7	吉田地区区長会会長	三戸部 哲二	公共団体等
8	逢隈地区区長会会長	三品 知之	公共団体等
9	亶理地区まちづくり協議会長	伊藤 建夫	公共団体等
10	吉田西部地区まちづくり協議会長	小山 信悦	公共団体等
11	吉田東部地区まちづくり協議会長	佐藤 實	公共団体等
12	荒浜地区まちづくり協議会長	鎌田 幸夫	公共団体等
13	逢隈地区まちづくり協議会長	村上 収	公共団体等
14	亶理町社会福祉協議会長	川村 勝司	公共団体等
15	みやぎ亶理農業協同組合代表理事組合長	村山 裕一	公共団体等
16	宮城県漁業協同組合仙南支所亶理運営委員長	菊地 伸悦	公共団体等
17	亶理山元商工会会長	丸谷 由郎	公共団体等
18	亶理土地改良区理事長	日下 清一	公共団体等
19	亶理町消防団長	齋藤 幸一	公共団体等
20	亶理町老人クラブ連合会長	渡邊 信秋	公共団体等
21	亶理町地域婦人団体連絡協議会長	小野 典子	公共団体等
22	一般住民	吉村 美春	一般公募
23	一般住民	菊地 アツコ	一般公募
24	一般住民	山根 弘陽	一般公募
25	一般住民	鈴木 豊	一般公募
26	総務課長	佐藤 浄	町職員
27	企画財政課長	吉田 充彦	町職員
28	都市建設課長	佐々木 人見	町職員
29	福祉課長	阿部 清茂	町職員
30	健康推進課長	岡元 比呂美	町職員

事務局

総務課総務班長	大堀 俊之
都市建設課副班長	齋藤 秀治
都市建設課副班長	玉田 満
企画財政課専門官	佐々木 利久
企画財政課新庁舎建設準備班長	宍戸 和博
企画財政課新庁舎建設準備班副班長	庄司 洋

○亙理町新庁舎建設町民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎の建設計画に関して、町民の意見及び提案を反映させるため、亙理町新庁舎建設町民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亙理町新庁舎建設庁内検討委員会から付議された事項について検討を行い、その結果をまとめ、(仮称)新庁舎建設推進本部に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 町議会を代表する者 2人以内
- (3) 町内の公共団体等を代表する者 17人以内
- (4) 公募により選出された者 4人以内
- (5) 町職員 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、亙理町新庁舎建設基本構想・基本計画が策定されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

委員長、副委員長の選出について

委員長	
副委員長	